

災害時における支援制度等について（お知らせ）

1. 支援制度等

種別	制度	概要	問合せ先
証明	り災証明書	災害により住家（店舗等との併用住宅含む）に被害を受けたことの証明で、支援制度の申請や税の減免、保険金請求等に必要となる証明書	福祉課（障害福祉担当） TEL:41-2663 FAX:41-2664
	被災証明書	災害により住家の工作物（物置、カーポート等）、店舗等、農林水産施設に被害を受けたことの証明	※住家の工作物は、福祉課（障害福祉担当） TEL:41-2663 FAX:41-2664 ※店舗等は、産業振興課 TEL:41-2762 FAX:41-2751 ※農林水産施設は、農林水産課 TEL:41-2754 FAX:41-2756
住宅	住宅に関する相談	入居可能な市営住宅、県営住宅及び民間賃貸住宅の情報提供	建築住宅課 TEL:41-2787 FAX:41-2795
	住宅の応急修理	災害救助法に基づく住宅の応急修理の援助 ※「り災証明書」の写しが必要	
衛生	災害ごみの処理	分別して、仮置き場へ搬入（指定ごみ袋を使用しなくても可）	環境業務課 TEL:41-2723 FAX:41-2733
	し尿処理手数料の減免（予定）	自宅または店舗等の「り災証明書」等の交付を受けた方（減免の申請は不要）※これ以外にも、過去3ヶ月の収集実績の平均値を基に減免	
	家屋の消毒	浸水家屋の床下、家屋周りの消毒	保健衛生課 TEL:41-2615 FAX:41-2675
	水道料金・下水道使用料の減免（予定）	自宅または店舗等の「り災証明書」等の交付を受けた方（減免の申請は不要）	
生活	市県民税の減免	住宅や家財が一定以上の被害を受けた場合、市県民税の一部を減免 ※「り災証明書」の写し等が必要	税務課（市民税担当） TEL:41-2608 FAX:41-2621
	固定資産税・都市計画税の減免	固定資産（土地・家屋・償却資産）が一定以上の被害を受けた場合、固定資産税・都市計画税の一部を減免 ※「り災証明書」の写し等が必要	税務課（固定資産税担当） TEL:41-2609 FAX:41-2621
	国民健康保険税及び医療費の自己負担の減免	災害により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合、り災証明書に基づき、国保税や後期高齢者医療保険料の一部及び医療費の自己負担分の一部を減免 ※「り災証明書」の写し等が必要	保険年金課（国民健康保険担当） TEL:41-2606 FAX:41-2621
	後期高齢者医療の保険料及び医療費の自己負担分の減免		保険年金課（後期高齢者医療担当） TEL:41-2665 FAX:41-2621

生活	国民年金保険料の免除	災害により住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者について、「 り災証明書 」等に基づき、国民年金保険料を免除	保険年金課（国民年金担当） TEL:41-2607 FAX:41-2621
	市税の納税の猶予	災害により市税を一時に納付することができない場合	納税課 TEL:41-2600 FAX:41-2621
	介護保険料の減免	災害により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合、「 り災証明書 （写しでも可）」に基づき、介護保険料の一部を減免	福祉課（介護保険担当） TEL:41-2683 FAX:41-2662
	介護サービス費等の減免	災害により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合、「 り災証明書 （写しでも可）」に基づき、介護サービス等の利用に必要な費用負担額の一部を減免	福祉課（介護保険担当） TEL:41-2683 FAX:41-2662
	住民票の写し等の諸証明書交付手数料の減免	被災された方に対する住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書、所得課税証明書等の交付手数料の減免（ただし、コンビニ交付は対象外） ※「 り災証明書 」等の提示が必要	・住民票、印鑑証明書等 市民課 TEL:41-2602 FAX:41-2621 ・所得証明書等 税務課（諸税担当） TEL:41-2471 FAX:41-2621
教育	就学援助	被災した児童生徒の保護者等に対する市立小中学校の就学に必要な学校給食費、学用品費等の援助 ※「 り災証明書 （写しでも可）」が必要	教育委員会事務局学務課 TEL:41-2866 FAX:41-2862
	見舞金・貸付金・支援金	災害により住宅に著しい被害を受けた場合等の見舞金、貸付金、生活再建のための支援金【被害状況によって支援制度が異なります。被害状況については、現在、調査中です。】	福祉課（障害福祉担当） TEL:41-2663 FAX:41-2664

※支援制度の詳細や必要書類等、詳しくは問合せ先にお尋ねください。

※上表は、市関係の主な支援制度です。国県の支援制度は、それぞれの機関にお尋ねください。

福岡県庁（代表 092-651-1111） 総務省九州管区行政評価局 行政相談専用ダイヤル（092-473-1100）

また、事業者に対する支援・相談は産業振興課（41-2762）へ、農林漁業者に対する支援・相談は農林水産課（41-2601）へお問い合わせください。

2. 大牟田市災害ボランティアセンター（大牟田市社会福祉協議会内）

家の掃除や片付け、荷物の運びだしをボランティアがお手伝いします。ただし、専門的技術を要することや危険を伴う作業はできません。

ボランティア依頼専用電話（受付時間：9時～17時）

① 080-5799-8628 ② 080-5799-8629 ③ 080-5799-8630